

DIAMワールド債券オープン 〈愛称：ハピクロマイルド〉

追加型投信／内外／債券

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	資産複合(その他資産(投資信託証券(債券)、債券)) 資産配分固定型	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	D I A Mアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆109億円
	(2011年12月30日現在)

- 「DIAMワールド債券オープン＜愛称：ハピクロマイルド＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年9月6日に関東財務局長に提出しており、2011年9月7日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンドを通じて比較的高金利の期待できる資源国の公社債等に投資するとともに、日本国債に投資して、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色



比較的高金利の期待できる資源国の公社債および日本国債に投資します。

- 当ファンドは、マザーファンド*1を通じて比較的高金利の期待できる資源国*2の公社債等*3(国債を中心に、A A格以上の格付*4の流動性の高い公社債。)に純資産総額の50%程度を投資します。

*1 DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド。

*2 当ファンドにおいて「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えると考えられる国」と定義しています。

*3 当ファンドにおいて「資源国の公社債等」とは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーの公社債、およびそれらの通貨建て国際機関債等をいいます。ただし、投資対象国は今後の市場規模、経済規模、市場動向等の変化などにより変更となる場合があります。

*4 S&P社あるいはMoody's社の格付を使用します。両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付を基準とします。

- 残りの50%程度を日本国債に投資します。

日本国債への投資はNOMURA-BPI国債^(注)を参考指数とします。

※NOMURA-BPI国債とは、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数のひとつです。

(注)NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

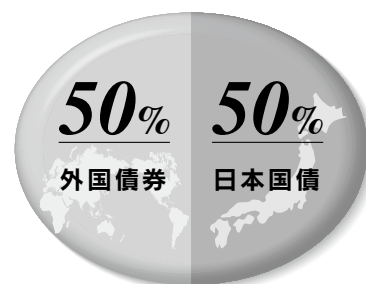
当ファンドの基本配分は、原則として下記の組入比率とします。

外国債券(資源国の公社債等)・・・純資産総額の50%程度
(DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド)

日本国債・・・・・・・・・・・・・・・・純資産総額の50%程度

※時価の変動などにより時価構成比が基本配分から乖離した場合には、定期的に基本配分に修正します。

※上記の基本配分は、市場動向等を勘案し、変更する場合があります。



2 投資対象国を分散することでリスク抑制効果が期待されます。

- ◎外国債券と日本国債に分散投資することで、リスクの抑制効果が期待されます。
- ◎実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

3 毎月決算を行い、安定的な収益の分配を行うことをめざします。

- ◎毎月5日(休業日の場合には翌営業日。)に決算を行い、主として利子等収益を中心に分配を行うことをめざします。
- ◎毎年6月、12月の決算時には、利子等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

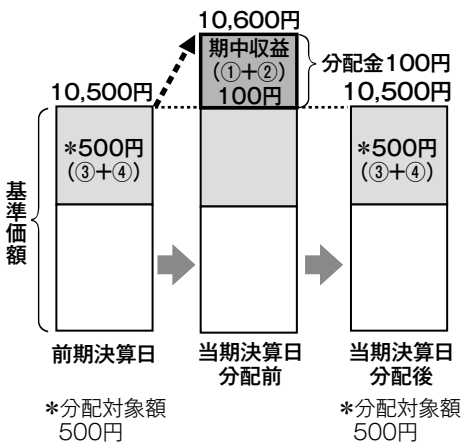
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

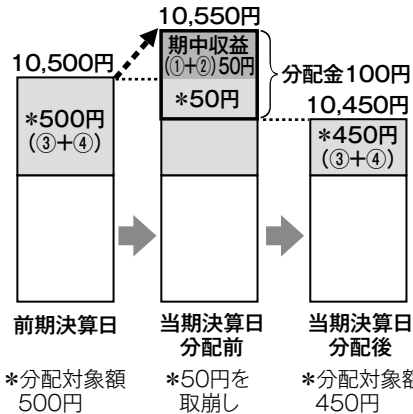
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



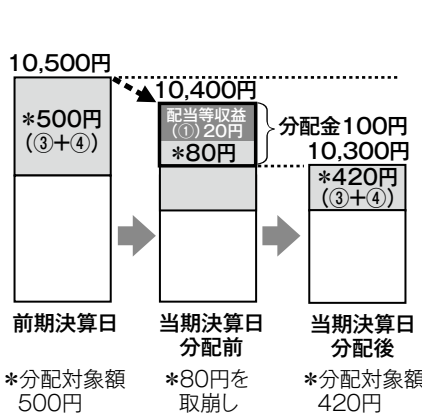
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

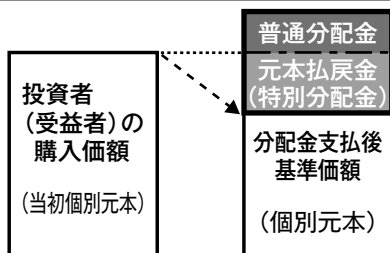
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

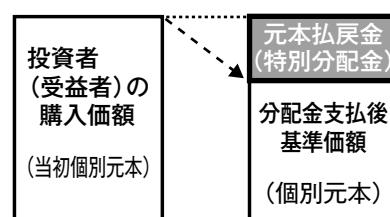
投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

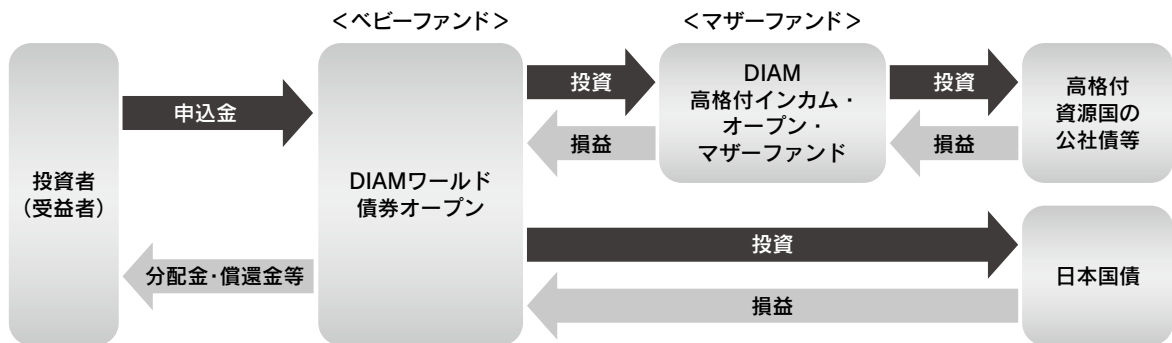


普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
 (注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドの資源国の公社債への投資は「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



主な投資制限

- ①マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの概要

DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド	
主要投資対象	
高格付資源国 ^{※1} の公社債 ^{※2}	
投資態度	
<ul style="list-style-type: none"> ・主に高格付資源国の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・投資対象となる国は、委託会社が定義した「資源国」の中から、信用力・金利・為替見通し等を判断材料とし、選定します。 ・投資対象となる公社債は、国債を中心にAA格以上^{※3}の格付を取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。 ・国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し、決定します。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 <p>※1:当マザーファンドにおいて「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えられ考えられる国」と定義します。</p> <p>※2:当マザーファンドにおいて「資源国の公社債等」とは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーの公社債、およびそれらの通貨建て国際機関債等をいいます。ただし、投資対象国は今後の市場規模、経済規模、市場動向等の変化などにより変更となる場合があります。</p> <p>※3:格付機関はS&P社またはMoody's社とし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付とします。</p>	

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

●金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

●信用リスク

マザーファンドを通じてまたは直接投資する債券や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。

●為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

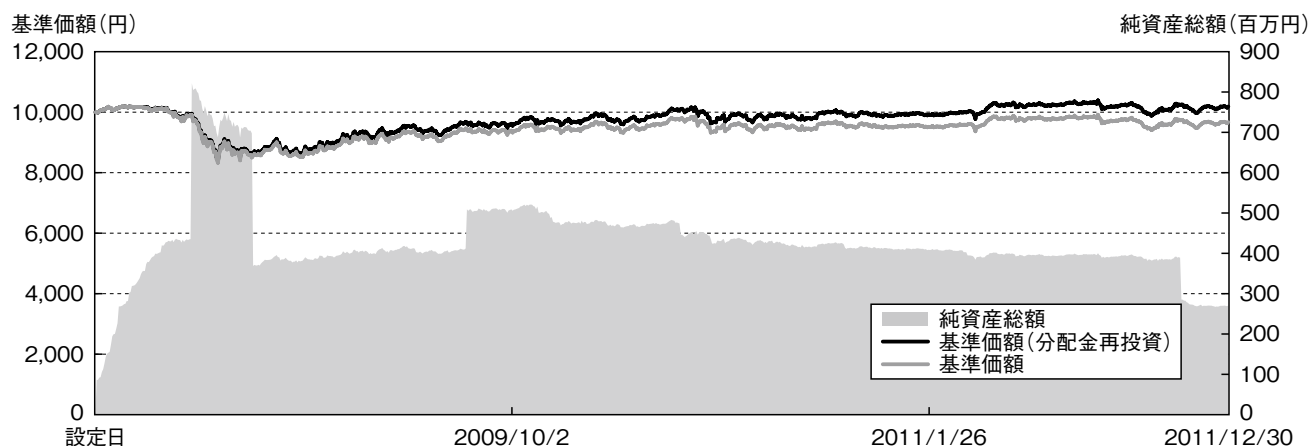
リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行き、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

基準価額・純資産の推移

《設定日(2008年6月13日)~2011年12月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2008年6月13日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第38期(2011.08.05)	10円
第39期(2011.09.05)	10円
第40期(2011.10.05)	10円
第41期(2011.11.07)	10円
第42期(2011.12.05)	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	490円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	日本	48.08
親投資信託受益証券	日本	49.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.72
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	—	—	49.20
2	299回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.20	2012/12/15	12.94
3	315回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.20	2021/6/20	9.84
4	96回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.50	2016/3/20	9.32
5	121回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.90	2030/9/20	4.95
6	33回 利付国庫債券(30年)	国債証券	日本	2.00	2040/9/20	3.78
7	95回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.60	2016/3/20	3.74
8	112回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	2.10	2029/6/20	2.37
9	313回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.30	2021/3/20	0.76
10	130回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.80	2031/9/20	0.37

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

■DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

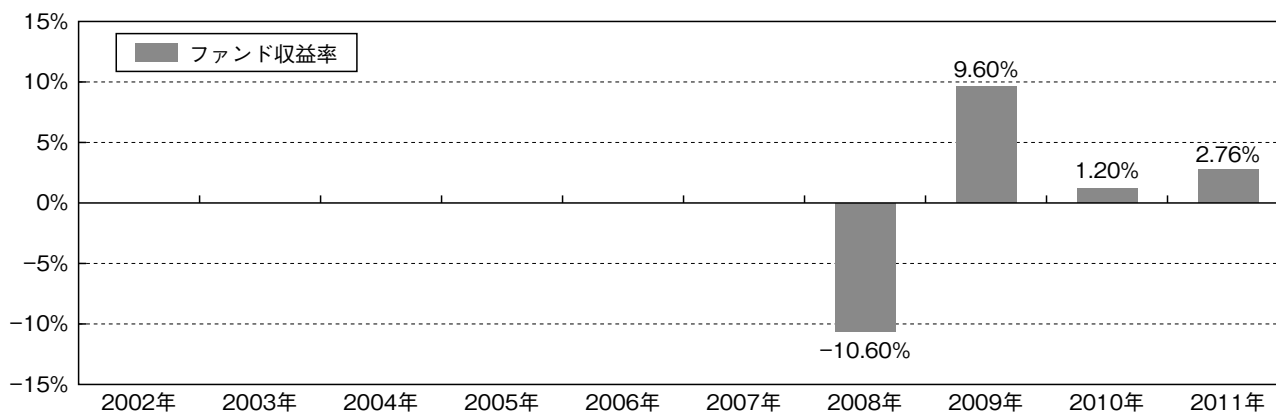
ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率 (%)
国債証券	カナダ	10.96
	ノルウェー	5.63
	ニュージーランド	4.82
	オーストラリア	3.01
	小計	24.43
地方債証券	カナダ	17.63
特殊債券	国際機関	23.25
	オーストラリア	10.69
	ノルウェー	3.92
	カナダ	0.14
	小計	38.00
社債券	カナダ	9.27
	オーストラリア	8.36
	小計	17.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.32
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ONTARIO PROVINCE 4.2 06/02/20	地方債証券	カナダ	4.20	2020/6/2	3.25
2	CANHOU 4.55 12/15/12	社債券	カナダ	4.55	2012/12/15	3.21
3	ONTARIO PROVINCE 4.4 06/02/19	地方債証券	カナダ	4.40	2019/6/2	3.01
4	NEW S WALES 6.0 04/01/19	特殊債券	オーストラリア	6.00	2019/4/1	2.58
5	ONTARIO PROVINCE 4.3 03/08/17	地方債証券	カナダ	4.30	2017/3/8	2.35
6	CANADA 8.0 06/01/27	国債証券	カナダ	8.00	2027/6/1	2.25
7	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	国債証券	ニュージーランド	6.00	2017/12/15	2.02
8	CANHOU 4.8 06/15/12	社債券	カナダ	4.80	2012/6/15	1.81
9	QUEENSLAND 6.0 09/14/17	特殊債券	オーストラリア	6.00	2017/9/14	1.79
10	CANADA 5.75 06/01/33	国債証券	カナダ	5.75	2033/6/1	1.76

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2008年は設定日から年末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2011年9月7日~2012年9月5日 ※カナダの銀行の休業日に該当する日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:2008年6月13日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称:マイルド)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 <u>3.15%(税抜3.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に <u>0.1%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年 <u>0.945%(税抜0.90%)</u> の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は各販売会社の取扱純資産額に応じて下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
	各販売会社の取扱純資産額			
		800億円以下の部分	800億円超1,800億円以下の部分	1,800億円超の部分
	委託会社	年率0.4200% (税抜0.40%)	年率0.3675% (税抜0.35%)	年率0.315% (税抜0.30%)
	販売会社	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.5250% (税抜0.50%)	年率0.5775% (税抜0.55%)
受託会社	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年12月末現在のもので、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

DIAM
ダイヤモンド